

# 令和元年第8回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和元年8月20日（火） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
5番	深水美佐子	6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（22名）

11番	下市博彰	12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭	16番	柿園藤男
17番	帖佐達郎	18番	三腰修一	19番	竹井好博
20番	長野壯二			22番	徳留伸一
23番	下屋敷正	24番	野元秀一	25番	栗野一三
26番	堀之内睦	27番	上屋敷守	28番	大迫勝哉
29番	竹之内重則	30番	熊田孝治	31番	松尾秀樹
				34番	坂元智一
35番	黒瀬陸朗				

職員（5名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	下大迫誠
農地係主査	福留章乃
農地中間管理事業推進員	外川内勉

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について | (12件) |
| (2) 議案第2号 農地法第5条申請について       | (5件)  |
| (3) 議案第3号 農用地利用集積計画について      | (61件) |
| (4) その他                      |       |

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和元年第8回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。  
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中22名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。、  
6番 南原奈美子委員、7番 赤崎敬一郎委員をお願いいたします。  
  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
  
　　　　　　　(なしの声あり)  
  
意見が無いようですので、会務報告を終わります。  
  
次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局  
　(下大迫) 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明  
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

30番委員 　　8-1番について説明をいたします。住所を見ていただければお分かりと思いますが、●●さんと●●さんは親子であります。今回、父親である●●さんが高齢のため息子さんに贈与されるものであります。現地を見ましたが何ら問題はありませんでした。以上で報告を終わります。

16番委員 　　8-2番と3番について説明をいたします。8-2番の農地つきましては10年前から売地となっておりますが、今回受人である●●さんの自宅隣ということで譲り受けるということになったようです。境界、進入路等何ら問題はありません。8-3についてですが、8-2番の農地を購入するための資金を得るために●●さんが●●さんに売買されるものです。境界、進入路等何ら問題はありません。よろしくをお願いします。

24番委員 　　8-4番について説明いたします。渡人の●●さんと受人である●●さ

んは親子でありまして、親子間の贈与ということで何ら問題はないと思います。なお、字田間田の300番につきましては農地中間管理機構を通じて貸し借りをされる予定です。以上です。

28番委員 8-5番について説明いたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは従弟の関係です。この田は20年前から受人である●●さん親子が耕作されていきました。以前より贈与の話があったようで、今回改めて申請されました。何ら問題はないと思います。

16番委員 8-6番について説明いたします。●●さん●●さんは親子であります。●●さんは高齢のために●●さんに譲渡すとのことでした。境界、進入路など何ら問題はありませんでした。以上です。

19番委員 8-6番の平川の農地について説明いたします。贈与についての説明は16番委員が申しましたので省きます。字砂走は●●さんが、字川原田の方は●●さんがそれぞれ耕作をされています。進入路、境界など何ら問題はありませんでした。以上です。

27番委員 8-7番について説明いたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは親どおしが親戚関係で、渡人の●●さんは県外にお住まいで今後管理することができないということで●●さんに贈与されるようです。●●さんはこの農地を20年以上前から耕作されており何ら問題はありません。

26番委員 8-8番と9番について説明をいたします。まず8-8番について申請地は以前より受人のお父さんが耕作されており、以前から渡人の●●さんから自分は農業をしないので、この田を買ってもらえないかという話があり折り合いがついたので購入したとのことでした。次に8-9番ですが、渡人の●●さんは病気があり体力的にも心配なため、息子である●●さんが代表をしている株式会社●●に貸し付けられるものであります。どちらも進入路、境界など何ら問題はありませんでした。

17番委員 8-10番について説明いたします。渡人と受人は親子関係にありまして、今回贈与ということになりました。この土地については、受人の宅地に隣接しており進入路、境界など何ら問題はありませんでした。ご審議宜しくをお願いします。

30番委員 8-11番について説明いたします。●●さんと●●さんは親子でありまして、今回お母さんが生きていううちに所有権を移転しようということになったようです。この農地につきましては、現在耕作はされておられません草払いだけはされておられます。今後も農業はできませんが、草払だけは続けていくという話をされていきました。

事務局 8-12番について●●委員より報告を受けておりますので説明いたします。●●さんと●●さんは親子関係でございます、子への使用貸借権の設定ということでもあります。このことは農業者年金の受給に関する手続き（再設定）であります。以上でございます。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありません。

ませんか。

9 番委員 8-3 番について質問いたします。売買価格が高いように思われますが、字轆轤とはどのあたりになりますか。

16 番委員 船木のファミリーマートの東側に位置し、受人の●●さん宅の裏手になります。実は8-2 番は400 万円の売値がでていたような地区です。相場として宅地として購入となると坪1 万～2 万円となるようです。

9 番委員 場所的に良い所なのですね。わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、議案第1 号「農地法第3 条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1 号「農地法第3 条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2 号「農地法第5 条許可申請について」の8-1 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (松山) 議案第2 号「農地法第5 条許可申請について」の8-1 番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

34 番委員 8-1 番について説明いたします。申請地は44 ページをご覧ください。申請地の隣には別府原古墳があります。申請は説明がありました通り無線局設置のための資材置場であり進入路については農道を使用するため一部土手を切り下げられ工事完了後は復元されるそうです。この農道を使用される農家へは事前に連絡するよう指導いたしました。繰り返しますが、携帯電話の基地局新設工事の為ですので何ら問題はありません。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 (松山) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありま

せんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-1番について、許可することに決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

30番委員

8-2番について説明いたします。資料の45ページをご覧ください。現地は原野化しており長いこと耕作されていないようでした。現地は水が溜まっている状況で、施設設置の段階では砕石を使い対策されるところでした。水の処理については地下浸透で流れ出る水は町道の側溝に流される計画で問題はないかと思いました。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

7番委員

周りの山林も少し切るとのことですが、災害が起きるようなことは考えられないのでしょうか。

30番委員

面積は広いですが、地形的にみて災害の出る可能性は低いと判断いたしました。

7番委員

了解いたしました。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

11番委員

8-3番について説明いたします。申請地は境界、進入路については問題ありません。また、排水についても側溝を利用するという計画で問題はないようです。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3番については、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-4番につい

てを議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-4番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

11番委員 8-4番について説明いたします。申請地の境界はブロックではっきりしていました。進入路や排水についても問題はありませんでした。何も指摘するところはありませんでした。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-4番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-5番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-5番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

11番委員 8-5番について説明いたします。境界、進入路及び排水については何ら問題はありませんでした。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局か

ら説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-5番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(福留)

議案第5号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

4番委員

説明された中で、経営転換協力金が発生するような場合には本人申請なのでしょうか。

外川内推進  
員

農地中間管理機構で本人に確認を行って対象となる場合には申請を行うよう指導しています。なお、採択基準が大変複雑になり、なおかつ交付金も減額されています。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。



(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありますか。

事務局

別紙資料について

- ・ 県外研修（8/22～23）について
- ・ 業務必携について（11/21 研修時持参）
- ・ 総点検活動のアンケートについて（新様式）
- ・ 農地パトロールについて
- ・ 山鹿市農業委員会視察研修受入れ（9/18 13：30～）  
（会長，代理，下屋敷委員，帖佐委員）
- ・ 農業者年金加入推進について（情報提供）
- ・ 農林業センサス指導員について

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上をもちまして、令和元年第8回総会の全てを終了いたします。ご協力，ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。

全員ご起立ください。一同礼，お疲れさまでした。

以上，会議の顛末を記載し，相違のないことを署名する

会 長

委 員

委 員